

長崎県公立大学法人職員賃金規程

〔平成 17 年 4 月 1 日〕
規 程 第 11 号

改正 平成 17 年 12 月 8 日規程第 44 号
改正 平成 18 年 4 月 1 日規程第 6 号
改正 平成 18 年 10 月 1 日規程第 12 号
改正 平成 18 年 12 月 8 日規程第 14 号
改正 平成 19 年 3 月 28 日規程第 4 号
改正 平成 19 年 12 月 11 日規程第 15 号
改正 平成 21 年 4 月 1 日規程第 8 号
改正 平成 21 年 5 月 29 日規程第 12 号
改正 平成 21 年 12 月 1 日規程第 18 号
改正 平成 22 年 3 月 12 日規程第 7 号
改正 平成 22 年 12 月 1 日規程第 17 号
改正 平成 23 年 4 月 1 日規程第 6 号
改正 平成 23 年 12 月 1 日規程第 38 号
改正 平成 24 年 3 月 9 日規程第 8 号
改正 平成 25 年 3 月 26 日規程第 11 号
改正 平成 26 年 3 月 24 日規程第 9 号
改正 平成 27 年 3 月 11 日規程第 65 号
改正 平成 28 年 3 月 14 日規程第 27 号
改正 平成 28 年 12 月 7 日規程第 42 号
改正 平成 30 年 3 月 7 日規程第 24 号
改正 平成 30 年 3 月 28 日規程第 26 号
改正 平成 30 年 12 月 13 日規程第 38 号
改正 平成 30 年 12 月 13 日規程第 39 号
改正 平成 31 年 3 月 27 日規程第 8 号
改正 令和元年 12 月 6 日規程第 5 号
改正 令和元年 12 月 6 日規程第 6 号
改正 令和元年 12 月 6 日規程第 7 号
改正 令和 2 年 3 月 10 日規程第 27 号
改正 令和 2 年 12 月 11 日規程第 51 号
改正 令和 2 年 12 月 11 日規程第 52 号
改正 令和 2 年 12 月 11 日規程第 55 号

(目的)

第 1 条 この規程は、長崎県公立大学法人職員就業規則（平成 17 年規則第 5 号。以下「職員就業規則」という。）第 31 条の規定に基づき、職員就業規則の規定の適用を受ける職員の賃金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(賃金の種類)

第 2 条 職員の賃金は、給料及び諸手当とする。

2 給料は、給料月額及び給料の調整額とする。

3 諸手当は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、入試手当
- (2) 時間外勤務手当
- (3) 期末手当、勤勉手当

一部改正 [平成 18 年規程第 6 号、第 14 号]

(給料表)

- 第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、その適用範囲は当該各号に定めるところによる。
- (1) 教員給料表(別表第1) 教員給料表の適用を受ける者 職員就業規則第2条第2項に規定する教員
 - (2) 事務職員給料表(別表第2) 事務職員給料表の適用を受ける者 職員就業規則第2条第2項に規定する事務職員
- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとする。
 - 3 理事長は、全ての職員の職を第1項に規定する給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

- 第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の職員との権衡を考慮して決定する。
- 2 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。
 - 3 職員を降格させる場合には、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定する。
 - 4 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職に異動させる場合の号給は、その異動後の職務に応じ、決定する。
 - 5 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合の号給は、その異動後の職務に応じ、決定する。
 - 6 職員の昇給は、理事長が定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
 - 7 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が決定するものとする。
 - 8 55歳(教員給料表の適用を受ける職員にあっては57歳)を超える職員の第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める。
 - 9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
 - 10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
 - 11 第6項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
 - 12 職員就業規則第25条第1項に規定する再雇用職員の給料月額は理事長が別に定める。

一部改正 [平成18年規程第6号、平成27年規程第65号]

(賃金の支給)

- 第5条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとする。
- 2 給料及び第2条第3項第1号に定める手当(ただし、通勤手当及び入試手当を除く。)は、その月の月額的全額を毎月21日に、同項第1号に定める入試手当及び同項第2号に定める手当は、その月の分を翌月の21日に支給する。ただし、21日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、この項において「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。
 - 3 第2条第3項第3号に定める手当は、6月30日及び12月10日(以下、この項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。

一部改正 [平成19年規程第4号]

- 第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められる給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、前条第2項に規定する期間の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から日曜日、土曜日又は割り振られた勤務時間の振替によって勤務を要しなくなった日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給料の調整額)

第7条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べて、著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

- 2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25をこえてはならない。

(管理職手当)

第8条 管理職手当は管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給することとし、管理職手当を支給する職及び管理職手当の月額はその表のとおりと（育児短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間等規程第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）する。

一部改正 [平成18年規程第6号、第12号、平成19年規程第4号、平成21年規程第8号、平成25年規程第11号、平成30年規程第24号、平成31年規程第8号、令和2年規程第27号、令和2年規程第55号]

(法人)

職	月額
事務局理事	88,500円
事務局次長	49,900円
事務局課長	39,700円

(大学)

職	月額
副学長（学長の職務を代行する者に限る。）	133,600円
副学長	106,900円
シーボルト校事務局長	88,500円
学部長	85,500円
研究科長、専攻長	74,800円
学生支援部長	58,200円
附属図書館長、学科長、学長補佐	53,400円
事務局次長、事務局部次長	49,900円
事務局課長	39,700円
センター長、東アジア研究所長	31,000円

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（教員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「教員給料表4級職員」という。）にあつては3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

一部改正 [平成17年規程44号、平成19年規程第4号、第15号、平成28年規程第42号]

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達する日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある教員給料表4級職員が教員給料表4級職員以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で教員給料表4級職員以外のものが教員給料表4級職員となった場合
 - (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

一部改正 [平成19年規程第15号、平成28年規程第42号]

第11条 削除

削除 [平成 18 年規程第 6 号]

(住居手当)

第 12 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 1 万 6,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）が設置する職員宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）
 - (2) 第 14 条第 1 項又は第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員（以下この条において「単身赴任手当受給職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（法人が設置する職員宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額 1 万 6,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額 2 万 7,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 1 万 6,000 円を控除した額
 - イ 月額 2 万 7,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 2 万 7,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 1 万 7,000 円を超えるときは、1 万 7,000 円）を 1 万 1,000 円に加算した額
 - (2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

一部改正 [平成 21 年規程第 18 号、平成 22 年規程第 17 号、平成 23 年規程第 38 号、令和元年規程第 7 号]

(通勤手当)

第 13 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 か月当たりの運賃等相当額」という。）が 5 万 5,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と 5 万 5,000 円との差額の 2 分の 1（その差額の 2 分の 1 が 5,000 円を超えるときは、5,000 円）（職員の通勤に係る交通事情等に照らして理事長が特に必要と認めるものについては、理事長が別に定める額）を 5 万 5,000 円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 か月当た

りの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）（職員の通勤に係る交通事情等に照らして理事長が特に必要と認めるものについては、理事長が別に定める額）を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（長崎県公立大学法人職員育児休業等規程（平成17年規程第15号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員のうち、平均1月当たりの通勤所要回数（年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数）が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,100円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 6,500円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 8,900円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万1,300円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万3,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万6,100円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 1万8,500円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上である職員 2万900円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と5万5,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）（職員の通勤に係る交通事情等に照らして理事長が特に必要と認めるものについては、理事長が別に定める額）を5万5,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 勤務地を異にする異動に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円を支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 通勤手当は、理事長が別に定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [令和2年規程第55号]

(単身赴任手当)

第14条 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務地に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、3万円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [平成27年規程第65号]

(入試手当)

第14条の2 入試手当は、教員給料表の適用を受ける職員が、次の表に掲げる試験において、同表に掲げる業務に従事した場合に支給する。

試験の種類	業務区分	手当額
一般選抜（前期・後期）	問題作成業務	1科目当たり20,000円の範囲内で別に定める額
推薦入試 A0入試	試験問題の点検、校正業務（問題作成業務に係る手当を支給される者を除く。）	1科目当たり 5,000円
帰国子女特別選抜 社会人特別選抜 外国人留学生特別選抜	採点業務（集計処理業務に係る手当を支給される者を除く。）	1科目当たり 4,000円
私費外国人留学生特別選抜 大学院入試	採点結果の集計、統計処理業務	1試験当たり 4,000円
	入学試験実施本部業務（集計、統計処理業務に係る手当を支給される者を除く。）	1試験当たり 3,000円
	試験監督業務	1試験当たり 3,000円
	面接業務	1試験当たり 3,000円

(備考)

1. 問題作成業務にかかる手当について、1 試験 1 学科 (コース) につき支給する額の総額は 100,000円の範囲内とする。
2. 試験問題の点検、校正業務については、問題作成時校正から試験日校正まで作業が複数回に及ぶ場合に限る。
3. 採点結果の集計、統計処理業務にかかる手当について、1 試験 1 学科 (コース) につき支給する額の総額は12,000円の範囲内とする。

2 前項の手当の額は、同項の表に掲げる業務区分に応じて同表に掲げる手当額とする。

追加 [平成 18 年規程第 14 号]、一部改正 [平成 26 年規程第 9 号]

(賃金の減額)

第 15 条 職員が勤務しないときは、長崎県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程 (平成 17 年規程第 14 号。以下「勤務時間等規程」という。) 第 7 条の 3 第 1 項に規定する時間外勤務代替休暇、勤務時間等規程第 8 条第 3 号に規定する祝日法による休日 (勤務時間等規程第 9 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。) 又は勤務時間等規程第 8 条第 4 号に規定する年末年始の休日 (勤務時間等規程第 9 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。) である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの賃金額を減額して賃金を支給する。

一部改正 [平成 22 年規程第 7 号]

(時間外勤務手当)

第 16 条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの賃金額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で理事長が別に定める割合 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第 4 条の規定により、あらかじめ同規程第 2 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間 (以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。) を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間 (理事長が別に定める時間を除く。) に対して、勤務 1 時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する

4 勤務時間等規程第 7 条の 3 第 1 項に規定する時間外勤務代替休暇を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代替休暇の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175) から第 1 項に規定する割合 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

追加 [平成 22 年規程第 7 号、平成 22 年規程第 17 号]

(勤務 1 時間当たりの賃金額の算出)

第 17 条 前 2 条に規定する勤務 1 時間当たりの賃金額は、給料の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから 7 時間 45 分 (育児短時間勤務職員については、7 時間 45 分に勤務時間等規程第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。) に毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における勤務時間等規程第 8 条に規定する祝日法による休日 (土曜日に当たる日を除く。) 及び年末年始の休日 (日曜日又は土曜日に当たる日を除く。) の日数の合計を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

一部改正 [平成 18 年規程第 6 号、平成 23 年規程第 6 号、令和 2 年規程第 52 号]

(期末手当)

第 18 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日 (以下この条から第 19 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月における第 5 条第 3 項に定める日 (次条及び第 20 条においてこれらの日を「支給日」という。) に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員 (第 23 条第 6 項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。) についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 127.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 6 か月 | 100 分の 100 |
| (2) 5 か月以上 6 か月未満 | 100 分の 80 |
| (3) 3 か月以上 5 か月未満 | 100 分の 60 |
| (4) 3 か月未満 | 100 分の 30 |

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 72.5」とする。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在 (退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在) において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

5 理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額 (理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

6 第 2 項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [平成 18 年規程第 6 号、平成 21 年規程第 12 号、平成 21 年規程第 18 号、平成 22 年規程第 17 号、平成 30 年規程第 39 号、令和元年規程第 6 号、令和 2 年規程第 51 号、令和 2 年規程第 52 号]

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当 (第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当) は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第 26 条第 3 項第 5 号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第 26 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定により解雇となった職員
- (3) 基準日前 1 か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員 (前 2 号に掲げる者を除く。) で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁

錮以上の刑に処せられたもの

- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第20条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日まで離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績、及び12月1日に在職する職員に対しては、長崎県公立大学法人教員個人業績評価規程(平成20年規程73号)第9条第2項の規定による措置内容に応じて、それぞれ基準日の属する月における第5条第3項に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額に、理事長が別に定める基準に従って定める額を加算して得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額

の合計額を加算した額に 100 分の 95 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 45 を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 第 18 条第 5 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 5 項中「前項」とあるのは、「第 21 条第 3 項」と読み替えるものとする。
- 5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 19 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 21 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 21 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

一部改正 [平成 17 年規程 44 号、平成 19 年規程第 15 号、平成 21 年規程第 8 号、第 12 号、第 18 号、平成 22 年規程第 17 号、平成 27 年規程第 65 号、平成 28 年規程第 27 号、平成 28 年規程第 42 号、平成 30 年規程第 26 号、平成 30 年規程第 38 号、平成 30 年規程第 39 号、令和元年規程第 5 号、令和元年規程第 6 号、令和元年規程第 7 号]

(特定の職員についての適用除外)

第 22 条 第 16 条の規定は、管理職員には適用しない。

- 2 第 9 条、第 10 条及び第 12 条の規定は、再雇用職員には適用しない。

一部改正 [平成 27 年規程第 65 号]

(休職者の賃金)

第 23 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して、休職にされたときは、その休職の期間中、これに賃金の全額を支給する。

- 2 職員が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた負傷又は疾病により、職員就業規則第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して、休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当の全額を支給することができる。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、更に 1 年まで延長して、これを支給することができる。
- 3 前 2 項以外の心身の故障により、職員就業規則第 17 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して、休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。
- 4 職員が職員就業規則第 17 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して、休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第 17 条第 1 項第 3 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。
- 6 職員が職員就業規則第 17 条第 1 項第 4 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 70 以内を支給することができる。
- 7 第 2 項、第 3 項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 18 条第 1 項に規定する基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは職員就業規則第 26 条の規定により解雇となり、又は死亡したときは、同項の規定により基準日の属する月における第 5 条第 3 項に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 19 条及び第 20 条の規定を準

用する。この場合において、第 19 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 23 条第 7 項」と読み替えるものとする。

一部改正 [平成 18 年規程第 6 号、平成 19 年規程第 4 号、平成 21 年規程第 18 号]

第 24 条 職員が理事長の許可を受けて、労働組合法（昭和 24 年法律 174 号）の適用を受ける労働組合の役員としてもっぱら従事する場合は、その許可が効力を有する期間中、これにいかなる賃金も支給しない。

（賃金の支払）

第 25 条 賃金の支払は、職員の申出により、その全部又は一部を口座振込みの方法により行うことができる。

（賃金からの控除）

第 26 条 賃金の支払に際しては、職員の賃金から、次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 職員の互助共済制度に関する条例（昭和 36 年長崎県条例第 9 号）に基づき組織された団体（以下この条において「互助会」という。）の会員の掛金
- (2) 互助会の貸付金及び物資購入代金立替金に係る償還金
- (3) 公立学校共済組合長崎支部、地方職員共済組合長崎県支部及び互助会が取り扱う貯金の積立金
- (4) 職員宿舍の貸付料及び職員宿舍の使用に伴い法人に納付すべき経費のうち理事長が別に定めるもの
- (5) 互助会が取り扱う生命保険及び損害保険（これらに相当する共済契約を含む。）の保険料
- (6) その他労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 24 条に基づく協定に定めるものの額

（派遣職員の賃金）

第 27 条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年長崎県条例第 4 号）に基づき、長崎県から法人に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の賃金については、この規程の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例（昭和 32 年長崎県条例第 45 条。以下「給与条例」という。）その他関係規程の定めるとおりとする。ただし、第 8 条に定める管理又は監督の地位にある職を派遣職員が占めるときは、同条の規定により管理職手当を支給することとし、第 16 条に定める時間外勤務手当は支給しない。

（補則）

第 28 条 この規程に定めるもののほか、職員の賃金に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

改正 平成 18 年 4 月 1 日規程第 6 号

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（通勤手当の月額の特例）

- 2 第 13 条第 1 項各号に掲げる職員に対して支給する通勤手当に関する第 13 条第 2 項各号の規定の適用については、当分の間、第 13 条第 2 項第 2 号中「2,000 円」、「4,100 円」、「6,500 円」、「8,900 円」、「1 万 1,300 円」、「1 万 3,700 円」、「1 万 6,100 円」、「1 万 8,500 円」及び「2 万 900 円」とあるのは「2,300 円以上 4 万 5,000 円の範囲内において、当該職員の通勤距離の区分に応じ、理事長が別に定める額」とする。

（管理職手当の一部減額）

- 3 第 8 条の規定により管理職手当を支給される職員の平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間における管理職手当の月額は、第 8 条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた管理職手当の月額から、その額に、管理職手当の月額が 140,000 円、110,000 円又は 98,000 円である職を占める職員にあっては 100 分の 12 を、管理職手当の月額が 88,000 円又は 77,000

円である職を占める職員にあっては 100 分の 10 を、管理職手当の月額が 55,000 円である職を占める職員にあっては 100 分の 8 を、管理職手当の月額が 44,000 円である職を占める職員にあっては 100 分の 4 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、第 8 条の規定により定められた額とする。

一部改正 [平成 18 年規程第 6 号]

(承継教員の賃金に関する経過措置)

- 4 施行日の前日において給与条例第 5 条に規定する給料表の適用を受けていた承継教員の施行日における第 3 条第 1 項に規定する給料表については、別に辞令を発せられない限り、教員給料表(別表第 1)を適用するものとする。この場合において、同表における職務の級は、施行日の前日に受けていた職務の級が教育職給料表(一) 2 級である者は教員給料表 1 級、教育職給料表(一) 3 級である者は教員給料表 2 級、教育職給料表(一) 4 級である者は教員給料表 3 級、教育職給料表(一) 5 級である者は教員給料表 4 級とし、号給は、施行日の前日に受けていた号給と同じ号給(施行日前において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた承継教員にあっては同じ額の給料月額)とする。
- 5 前項の場合において、施行日の前日に受けていた職務の級及び号給の期間は、施行日に受ける職務の級及び号給の期間に通算する。
- 6 施行日の前日までに、給与条例の規定により認定されていた扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、施行日において、この規程により認定されたものとみなす。

一部改正 [平成 18 年規程第 6 号]

附 則 (平成 17 年 12 月 8 日規程第 44 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替等)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において長崎県公立大学法人職員賃金規程(以下「賃金規程」という。)別表第 1 の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定めるところによる。
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 4 前 2 項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第 1 条の規定による改正前の賃金規程及び細則に従って定められたものでなければならない。
(平成 17 年 12 月に支給する期末手当に関する特例)
- 5 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の賃金規程(以下この項において「改正後の賃金規程」という。)第 18 条第 2 項(同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第 4 項から第 6 項まで若しくは第 23 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成 17 年 4 月 1 日(同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員となった者)にあっては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、扶養手当、住居手当、調整手当、単身赴任手当(賃金規程第 14 条第 2 項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額の合計額に 100 分の 0.67 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数(同

年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.67を乗じて得た額(施行に関する委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成18年4月1日規程第6号)

改正 平成19年3月28日規程第4号
平成21年12月1日規程第18号
平成22年12月1日規程第17号
平成23年12月1日規程第38号
平成24年3月9日規程第8号
平成27年3月11日規程第65号
平成30年3月28日規程第26号

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(級の切替え)

2 施行日の前日から引き続き在職する職員であって、同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられているものの施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 附則第2項の規定により施行日における職務の級を定められた職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額切替え)

4 施行日の前日において、長崎県公立大学法人職員賃金規程(平成17年規程第11号。以下「職員賃金規程」という。)別表第1の教員給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における新号給は、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

6 前4項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の職員賃金規程及びこれに基づく規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替に伴う経過措置)

7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額(長崎県公立大学法人職員賃金規程等の一部を改正する規程(平成27年規程第65号)附則第6項から第8項までの規定による給料の支給を受ける職員にあっては、平成27年3月31日において受けていた号給の2号給上位の給料月額(その属する職務の級における最高の号給を超える場合は当該職務の級の最高の号給の給料月額))が切替日の前日において受けていた給料月額(長崎県公立大学法人賃金規程の一部を改正する規程(平成21年長崎県公立大学法人賃金規程第18号。以下この項において「平成21年改正規程」という。)の施行の日において平成21年改正附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあっては、給料月額のほか、その差額に相当する額を合計した額に100分の99.08を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは

これを切り捨てた額とする。)) に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、平成 28 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。ただし、差額に相当する額は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までは、当該額からその半額（その額が 5,000 円を超える場合にあつては、5,000 円）を減じた額とし、同年 4 月 1 日以後にあつては、当該額から平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間について、経過した年数 1 年につき 5,000 円を乗じて得た額に 5,000 円を加えた額を減じた額とする。

一部改正 [平成 24 年規程第 8 号、平成 27 年規程第 65 号、平成 28 年規程第 27 号、平成 30 年規程第 26 号]

- 8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることになった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前 2 項の規定による給料を支給される職員に関する職員賃金規程第 7 条第 2 項及び第 18 条第 5 項の規定の適用については、職員賃金規程第 7 条第 2 項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と長崎県公立大学法人職員賃金規程及び長崎県公立大学法人職員旅費規程の一部を改正する規程（平成 18 年規程第 6 号。以下「平成 18 年改正規程」という。）附則第 7 項から第 8 項までの規定による給料の額との合計額」と、職員賃金規程第 18 条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成 18 年改正規程改正規程附則第 7 項から第 8 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

一部改正 [平成 21 年規程第 18 号、平成 22 年規程第 17 号、平成 23 年規程第 38 号]

（調整手当に係る経過措置）

- 10 施行日の前日において、この規程による改正前の職員賃金規程第 11 条の規定により調整手当を支給される者については、施行日から 2 年を経過する日までの期間次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額の調整手当を支給する。
 - (1) 施行日から同日以後 1 年を経過する日までの期間 100 分の 3
 - (2) 施行日から同日以後 2 年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 100 分の 2
 - (3) 施行日から同日以後 3 年を経過する日までの期間（前 2 号に掲げる期間を除く。） 100 分の 1

一部改正 [平成 19 年規程第 4 号]

- 11 前項の規定による調整手当の月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該調整手当の月額とする。
- 12 調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
- 13 前 3 項の規定により調整手当を支給される職員に関する第 17 条、第 18 条第 4 項及び第 5 項、第 21 条第 2 項第 1 号及び第 3 項並びに第 23 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定の適用については、第 17 条中「給料月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額」と、第 18 条第 4 項中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額」と、第 18 条第 5 項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額」と、第 21 条第 2 項第 1 号中「扶養手当の月額」とあるのは「扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額」と、第 21 条第 3 項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額」と、第 23 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、調整手当」とする。
（この附則により難い場合の措置）
- 14 この附則により難い事情があるときは、あらかじめ理事長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

追加 [平成 24 年規程第 8 号]

附 則（平成 18 年 12 月 8 日規程第 14 号）

この規程は、平成 18 年 12 月 8 日から施行し、平成 19 年度入学者選抜試験に係る業務から適用する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日規程第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（管理職手当に係る経過措置）
- 2 第 8 条の規定により管理職手当を支給される職員の施行日から 2 年を経過する日までの期間における管理職手当の月額は、第 8 条の規定にかかわらず、この規程による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程（平成 17 年規程第 11 号）第 8 条の規定により定められた額とする。

附 則（平成 19 年 12 月 11 日規程第 15 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 19 年 12 月 11 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の賃金規程」という。）の規定（第 21 条第 2 項第 1 号の規定を除く。）は、平成 19 年 4 月 1 日から、第 21 条第 2 項第 1 号の規定は、平成 19 年 12 月 1 日から適用する。
（平成 19 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 3 平成 19 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間において、第 1 条の規定（第 21 条第 2 項第 1 号の改正規定を除く。）による改正前の賃金規程（以下「改正前の賃金規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、別に定める職員の、改正後の賃金規程による当該適用又は異動の日における号給は、理事長の定めるところによる。
（施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における異動者の号給の調整）
- 4 施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの間において、改正後の賃金規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の賃金規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の賃金規程が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 5 改正後の賃金規程の規定を適用する場合においては、改正前の賃金規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の賃金規程の規定による給与の内払とみなす。
（委任）
- 6 前 3 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日規程第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
（管理職手当の一部減額）
- 2 第 8 条の規定により管理職手当を支給される職員の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間における管理職手当の額は、第 8 条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた管理職手当の月額から、その額に、管理職手当の月額が 133,600 円、106,900 円又は 88,500 円である職を占める職員にあっては 100 分の 12 を、管理職手当の月額が 85,500 円又は 74,800 円である職員にあっては 100 分の 10 を、管理職手当の月額が 53,400 円又は 49,900 円である職を占める職員にあっては 100 分の 8 を、管理職手当の月額が 39,700 円又は 31,000 円である職を占める職員にあっては 100 分の 4 を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、第 8 条の規定により定められた額とする。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日規程第 12 号）

この規程は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日規程第 18 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 3 項の改正規定（「100 分の 70」を「100 分の 65」に、「100 分の 80」を「100 分の 85」に改める部分に限る。）及び第 21 条第 2 項第 2 号の改正規定（「100 分の 30」を「100 分の 35」に、「100 分の 40」を「100 分の 35」に改める部分に限る。）は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例）

- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の賃金規程（以下この項において「改正後賃金規程」という。）第 18 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで若しくは第 23 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員。（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（賃金規程第 14 条第 2 項に規定する理事長が別に規定する額を除く。）の月額合計額に 100 分の 0.26 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教員給料表	1 級	1 号給から 32 号給まで
	2 級	1 号給から 12 号給まで
事務職員給料表	1 級	1 号給から 56 号給まで
	2 級	1 号給から 24 号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで

(2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.26 を乗じて得た額

（施行に関する委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 22 年 3 月 12 日規程第 7 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 1 日規程第 17 号）

改正 平成 27 年 3 月 11 日規程第 65 号
平成 30 年 3 月 28 日規程第 26 号

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定による長崎県公立大学法人職員賃金規程第 18 条第 2 項及び第 3 項並びに第 21 条第 2 項の改正部分は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例)

- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の賃金規程（以下この項において「改正後賃金規程」という。）第 18 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで若しくは第 23 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（賃金規程第 14 条第 2 項に規定する理事長が別に規定する額を除く。）の月額合計額に 100 分の 0.34 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教員給料表	1 級	1 号給から 72 号給まで
	2 級	1 号給から 52 号給まで
	3 級	1 号給から 40 号給まで
	4 級	1 号給から 12 号給まで
事務職員給料表	1 級	1 号給から 93 号給まで
	2 級	1 号給から 64 号給まで
	3 級	1 号給から 48 号給まで
	4 級	1 号給から 32 号給まで

- (2) 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.34 を乗じて得た額

(施行に関する委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正[平成 30 年規程第 26 号]

附 則 (平成 23 年 4 月 1 日規程第 6 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 1 日規程第 38 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。
（平成 23 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成 23 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下この項において「改正後の賃金規程」という。）第 18 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで若しくは第 23 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - (1) 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当（賃金規程第 14 条第 2 項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額合計額に 100 分の 0.62 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教員給料表	1 級	1 号給から 84 号給まで
	2 級	1 号給から 64 号給まで
	3 級	1 号給から 52 号給まで
	4 級	1 号給から 24 号給まで
事務職員給料表	2 級	1 号給から 76 号給まで
	3 級	1 号給から 60 号給まで
	4 級	1 号給から 44 号給まで

- (2) 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.62 を乗じて得た額

（施行に関する委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 24 年 3 月 9 日規程第 8 号）
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日規程第 11 号）
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日規程第 9 号）
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 この規程は、平成 27 年 3 月 11 日から施行する。ただし、第 3 条、第 4 条、第 5 条及び附則第 5 項から第 9 項までの規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条及び第 2 条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の職員賃金規程」という。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日（改正後の職員賃金規程第 21 条第 2 項及び附則第 6 項の規定にあつては、平成 26 年 12 月 1 日）から適用する。
（賃金の内払）
- 3 改正後の職員賃金規程を適用する場合においては、第 1 条及び第 2 条の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程の規定に基づいて支給された賃金は、改正後の職員賃金規程の規定による賃金の内払とみなす。
（切替日前の異動者の号給の調整）
- 4 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給料の切替えに伴う経過措置）
- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた号給の 2 号給上位の給料月額（その属する職務の級における最高の号給を超える場合は当該職務の級の最高の号給の給料月額）に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

一部改正 [平成 28 年規程第 27 号、平成 28 年規程第 42 号、平成 30 年規程第 26 号]

- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「職員賃金規程」という。）第 7 条第 2 項及び職員賃金規程第 18 条第 5 項（職員賃金規程第 21 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、職員賃金規程第 7 条第 2 項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と長崎県公立大学法人職員賃金規程等の一部を改正する規程（平成 27 年規程第 65 号。以下「平成 27 年改正規程」という。）附則第 6 項から第 8 項までの規定による給料の額との合計額（長崎県公立大学法人職員賃金規程及び長崎県公立大学法人職員旅費規程の一部を改正する規程（平成 18 年規程第 6 号。以下「平成 18 年改正規程」という。）附則第 7 項及び第 8 項の規定による給料の支給を受ける職員にあつては、同規程附則第 9 項に規定する合計額）」と、職員賃金規程第 18 条第 5 項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成 27 年改正規程第 6 項から第 8 項までの規定による給料の額との合計額（平成 18 年改正規程附則第 7 項及び第 8 項の規定による給料の支給を受ける職員にあつては、同規程附則第 9 項に規定する合計額）」とする。
（補則）
- 9 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [平成 28 年規程第 27 号]

附 則（平成 28 年 3 月 14 日規程第 27 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 14 日から施行する。ただし、第 3 条から第 6 条（附則第 10 項の改正部分を除く。）までの規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の職員賃金規程」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日（改正後の職員賃金規程第 21 条第 2 項の規定にあっては、平成 27 年 12 月 1 日）から適用する。
- 3 第 2 条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程の一部を改正する規程（平成 22 年規程第 17 号）の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
- 4 第 6 条の規定中附則第 10 項の改正部分については、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
（適用日前の異動者の号給の調整）
- 5 平成 27 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（賃金の内払）
- 6 改正後の職員賃金規程又は第 6 条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程等の一部を改正する規程（平成 27 年規程第 65 号。以下「改正後の平成 27 年改正規程」という。）を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程又は第 6 条の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程等の一部を改正する規程の規定に基づいて支給された賃金は、それぞれ改正後の職員賃金規程又は改正後の平成 27 年改正規程の規定による賃金の内払とみなす。
- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 28 年 12 月 7 日規程第 42 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 12 月 7 日から施行する。ただし、第 3 条から第 5 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の職員賃金規程」という。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日（改正後の職員賃金規程第 21 条第 2 項の規定にあっては、平成 28 年 12 月 1 日）から適用する。
- 3 第 2 条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程の一部を改正する規程（平成 22 年規程第 17 号）の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。
（適用日前の異動者の号給の調整）
- 4 平成 28 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（賃金の内払）
- 5 改正後の職員賃金規程又は第 5 条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程等の一部を改正する規程（平成 27 年規程第 65 号。以下「改正後の平成 27 年改正規程」という。）を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程又は第 5 条の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程等の一部を改正する規程の規定に基づいて支給された賃金は、それぞれ改正後の職員賃金規程又は改正後の平成 27 年改正規程の規定による賃金の内払とみなす。
（第 3 条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程に係る平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例）
- 6 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 3 条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下この項から附則第 7 項までにおいて「第 3 条改正後職員賃金規程」という。）第 10 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定は適用せず、第 3 条改正後職員賃金規程第 9 条第 3 項及び第 10 条の規定の適用については、同項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号のい

ずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（教員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「教員給料表4級職員」という。）にあつては3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、第10条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達する日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達する日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

7 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第3条改正後職員賃金規程第10条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第3条改正後職員賃金規程第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「(教員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（以下「教員給料表4級職員」という。）にあつては3,500円)、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、第10条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成30年3月7日規程第24号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規程第26号）

1 この規程は、平成30年3月28日から施行する。ただし、第2条から第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の職員賃金規程」という。）の規定は、平成29年4月1日（改正後の職員賃金規程第21条第2項の規定にあつては、平成29年12月1日）から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成 29 年 4 月 1 日 (以下「適用日」という。) 前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(賃金の内払)

- 4 改正後の職員賃金規程を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程の規定に基づいて支給された賃金は、改正後の職員賃金規程の規定による賃金の内払とみなす。
- 5 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成 30 年 12 月 13 日規程第 38 号)

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 13 日から施行する。
- 2 改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程 (以下「改正後の職員賃金規程」という。) の規定は、平成 30 年 4 月 1 日 (改正後の職員賃金規程第 21 条第 2 項の規定にあつては、平成 30 年 12 月 1 日) から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成 30 年 4 月 1 日 (以下「適用日」という。) 前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(賃金の内払)

- 4 改正後の職員賃金規程を適用する場合には、改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程の規定による改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程の規定に基づいて支給された賃金は、改正後の職員賃金規程の規定による賃金の内払とみなす。
- 5 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成 30 年 12 月 13 日規程第 39 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 27 日規程第 8 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 12 月 6 日規程第 5 号)

- 1 この規程は、令和元年 12 月 6 日から施行し、この規程による改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程 (以下「改正後の職員賃金規程」という。) の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の職員賃金規程第 21 条第 2 項の規定は、令和元年 12 月 1 日から適用する。
- 2 平成 31 年 4 月 1 日 (以下「適用日」という。) 前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 改正後の職員賃金規程の規定を適用する場合には、改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程の規定に基づいて支給された賃金は、改正後の職員賃金規程の規定による賃金の内払とみなす。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和元年 12 月 6 日規程第 6 号)

この規程は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 6 日規程第 7 号）

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正前の職員賃金規程」という。）第 12 条の規定により支給されていた住居手当の月額が 1,000 円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が別に定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正後の長崎県公立大学法人職員賃金規程（以下「改正後の職員賃金規程」という。）第 12 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第 2 号において「旧手当額」という。）から 1,000 円を控除した額の住居手当を支給する。
 - (1) 改正後の職員賃金規程第 12 条第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の職員賃金規程第 12 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 1,000 円を超えることとなる職員
- 3 前項に定めるもののほか、これらの規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和 2 年 3 月 10 日規程第 27 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 11 日規程第 51 号）

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 11 日規程第 52 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 11 日規程第 55 号）

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教員給料表

職務 の級	助教	講師	准教授	教授
	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	216,400	277,100	324,300	406,000
2	218,700	280,100	327,200	408,300
3	220,900	282,900	330,300	410,700
4	223,100	285,700	333,300	413,200
5	225,200	288,500	336,500	415,300
6	227,300	291,000	339,100	417,800
7	229,500	293,200	341,700	420,000
8	231,600	295,600	344,400	422,500
9	233,900	298,200	347,400	424,200
10	236,300	300,700	350,300	426,700
11	238,700	303,100	353,400	429,000
12	241,100	305,700	356,700	431,300
13	243,200	308,000	359,500	432,700
14	245,600	310,000	361,400	434,900
15	248,000	312,100	363,600	437,100
16	250,400	313,800	366,100	439,400
17	252,400	316,000	368,300	441,500
18	255,500	318,100	370,500	443,900
19	258,600	320,100	372,600	446,200
20	261,700	322,100	374,500	448,600
21	264,600	324,100	376,500	450,700
22	267,600	326,500	378,400	453,000
23	270,500	329,100	380,400	455,400
24	273,400	331,900	382,100	457,700
25	276,200	333,900	383,500	459,700
26	278,800	335,900	385,300	461,900
27	281,300	338,000	387,100	464,000
28	284,000	340,400	389,000	466,200
29	286,800	342,800	390,900	468,300
30	289,200	344,900	392,600	470,600
31	291,400	346,800	394,300	472,800
32	293,800	348,600	396,000	474,900
33	296,000	350,600	397,600	476,800
34	298,200	352,700	399,400	478,900
35	300,700	354,800	400,900	481,200
36	302,900	356,800	402,700	483,400
37	305,400	358,400	403,800	485,500
38	307,000	360,400	405,400	487,500
39	308,700	362,500	406,900	489,400
40	310,400	364,400	408,400	491,300
41	312,300	366,300	409,300	493,300
42	312,800	368,200	410,900	495,200
43	313,700	370,000	412,400	496,900
44	314,600	371,800	414,000	498,800

職務 の級	助教	講師	准教授	教授
	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
45	315,500	373,600	415,300	500,700
46	316,500	375,400	416,900	502,500
47	317,300	376,900	418,300	504,300
48	318,300	378,700	419,900	506,200
49	319,200	380,200	421,300	507,900
50	320,100	381,800	422,600	509,600
51	320,900	383,400	423,900	511,400
52	321,700	385,100	425,200	513,300
53	322,900	386,200	425,900	514,900
54	323,700	387,700	426,900	516,500
55	324,500	389,100	427,800	518,200
56	325,300	390,700	428,700	519,800
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400
65	334,100	402,900	437,100	530,000
66	335,200	404,000	438,100	530,900
67	335,900	405,000	439,100	531,800
68	337,000	406,100	440,000	532,700
69	337,600	407,100	441,000	533,600
70	338,700	408,000	442,000	534,400
71	339,600	408,800	442,900	535,100
72	340,700	409,600	443,900	535,600
73	341,000	410,400	444,900	536,300
74	342,000	411,300	445,800	536,800
75	343,000	412,100	446,700	537,600
76	344,000	412,900	447,700	538,200
77	345,000	413,600	448,500	538,700
78	346,000	414,100	449,000	539,300
79	346,900	414,500	449,700	539,900
80	347,800	414,900	450,300	540,500
81	348,800	415,200	451,100	541,100
82	349,800	415,600	451,800	
83	350,800	415,900	452,100	
84	351,800	416,300	452,700	
85	352,400	416,600	453,100	
86	353,000	417,000	453,500	
87	353,600	417,400	453,900	
88	354,200	417,800	454,200	
89	354,800	418,100	454,500	
90	355,200	418,500	454,900	
91	355,600	418,900	455,300	
92	356,100	419,200	455,600	

職務 の級	助教	講師	准教授	教授
	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
93	356,600	419,500	455,900	
94	357,000	419,900	456,300	
95	357,500	420,200	456,600	
96	358,000	420,500	456,900	
97	358,600	420,800	457,200	
98	359,100	421,200	457,600	
99	359,500	421,500	457,900	
100	360,000	421,800	458,200	
101	360,400	422,100	458,500	
102	360,900	422,500		
103	361,200	422,800		
104	361,700	423,100		
105	362,200	423,400		
106	362,600	423,800		
107	363,100	424,100		
108	363,600	424,400		
109	364,000	424,700		
110	364,500	425,000		
111	365,000	425,300		
112	365,400	425,600		
113	365,800	425,900		
114	366,200	426,200		
115	366,700	426,500		
116	367,100	426,800		
117	367,500	427,000		
118	367,900			
119	368,400			
120	368,800			
121	369,100			
122	369,500			
123	370,000			
124	370,300			
125	370,700			
126	371,200			
127	371,700			
128	372,100			
129	372,500			
130	373,000			
131	373,500			
132	374,000			
133	374,500			
134	375,000			
135	375,500			
136	376,000			
137	376,500			
138	377,000			
139	377,500			
140	378,000			
141	378,500			

事務職員給料表

職務 の級	一般職	グループリーダー を補佐する職	グループリーダー	課長又は 課長補佐	次長	部長
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100

職務 の級	一般職	グループリーダー を補佐する職	グループリーダー	課長又は 課長補佐	次長	部長
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	

職務 の級	一般職	グループリーダー を補佐する職	グループリーダー	課長又は 課長補佐	次長	部長
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				